

相次ぐ米軍機の部品落下事故に対する意見書

平成29年11月30日午前10時30分ごろ、米空軍嘉手納基地に暫定配備されたF-35A戦闘機が飛行訓練中に機体右側面にあるアクセスパネル（重さ約450グラム、縦約30センチ、横約60センチ）を北谷町上空旋回後、海上飛行中に落下させる事故が発生した。

また、同年12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓（重さ約7.7キロ、四方約90センチ）が、宜野湾市の普天間第二小学校のグラウンドに落下し、衝撃により児童一人が負傷する重大事故が発生した。当時、児童54人がグラウンドで体育の授業を受けている最中の事故であり、安全であるべき学校施設で起きた事故に、児童や保護者、学校関係者に与えた不安と恐怖は計り知れない。

米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙に暇がなく、12月7日には同型機からと思われるプラスチック製の円筒の部品が宜野湾市野嵩の緑が丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐ側の建物の屋根に落下し、一歩間違えれば命にかかわる重大事故が立て続けに発生した事は、宜野湾市民のみならず県民を震撼させ、極めて憂慮する事態である。同型機は、東村高江で炎上・大破する事故も起こしており、嘉手納飛行場へもたびたび飛来している事からも基地周辺住民を巻き込む事故を想起させ、大きな不安と恐怖を与え、断じて容認できない。

米国のシンクタンクの報告書によると予算削減や部品調達の遅れ、整備要員の不足により十分な整備が行き届いていない現状が示唆されており、後継機への交代以外にないとも言及され、米軍の安全管理体制の欠如に激しい憤りを禁じ得ない。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、不安や懸念を一段と深刻化させ、米軍に対する不信感は頂点に達している。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 F-35A戦闘機の暫定配備及び飛行訓練を禁止させ、即時撤退させること。
- 2 CH-53E大型輸送ヘリコプターの飛行訓練を禁止させ、即時撤退させること。
- 3 住宅居住地上空でのすべての米軍機の飛行訓練を即時禁止させること。
- 4 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行うこと。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 文部科学大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長